

沖縄市業務継続計画策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 業務の目的

災害時に人、物、情報及びライフライン等が制約される状況下においては、応急復旧業務に加え、災害時にも継続して実施すべき通常業務を円滑に遂行する必要がある。

このため、制約された資源を効率的に投入するための業務の優先付けや、業務遂行に支障となるボトルネックの解消、災害時の支援受け入れなどを事前対策として位置づけた「沖縄市業務継続計画（以下、「本計画」という。）」を策定する。

(2) 業務名称

沖縄市業務継続計画策定業務委託

(3) 業務内容

別添「沖縄市業務継続計画策定業務委託概要仕様書」に基づく

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 業務決定方法

公募型プロポーザル（書類審査及びプレゼンテーション）

(6) 提案書類

提案書類等に示す通り

2. 提案上限額

11,607,000円（消費税を含む）

※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

3. 参加資格

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たすものとする。
企業体として参加する場合は、構成員すべてが満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 公示日現在から委託契約候補者特定の日まで、沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成24年4月16日決裁）の規定による参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 法人税、所得税、地方税、消費税又は地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立て中又は破産手続き中でない者。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び沖縄市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

- (7) 過去5年以内に元請として、同種・類似業務実績を有すること。ここでいう同種・類似業務とは、「業務継続計画」、「受援計画」等行政における防災関連計画等の策定業務をいう。
- (8) 共同企業体として応募する場合は、構成員のいずれかが実績を有していること。
- (9) 参加しようとする者の所在地が日本国内にあること。
- (10) その他本業務を確実に遂行できること。

4. スケジュール

- (1) 公募期間 6月30日(月)～7月18日(金) 正午まで
- (2) 質問書の受付期間 7月7日(月)～7月9日(水) 正午まで
- (3) 質問書に対する回答 7月15日(火)までに本市HPにて回答
- (4) 一次審査(書類審査) 7月22日(火)
- (5) 一次審査結果の通知 7月23日(水)
- (6) 二次審査(プレゼンテーションの実施及び評価委員会) 7月29日(火) 13時開始
- (7) 最終結果通知 7月30日(水)
- (8) 契約締結予定 8月13日(水)

5. 参加申請書類及び企画提案書類・提出部数

- (1) 参加申請書類等 原本1部、副本1部
 - ① 参加申請書(様式1)
 - ② 会社概要(様式2)
 - ③ 業務実績(様式3)
受託業務の内容を証明する契約書及び仕様書等の写しを添付すること。
 - ④ 総括責任者の資格・実績等(様式4)
保有資格を証明する資格証等を添付すること。
 - ⑤ 担当者の資格・実績等(様式5)
保有資格を証明する資格証等を添付すること。
 - ⑥ 業務参考見積書(税込)(A4用紙、書式自由)
 - ⑦ 滞納のない証明書等(所在の市町村のもの。共同企業体で応募の場合は構成員すべて提出)
 - ⑧ 共同企業体として応募する場合は、企業体協定書(様式任意)
- (2) 企画提案書類(任意様式) 原本1部、副本10部
下記のテーマについて、提案内容をまとめること。
 - ① 本業務についての取り組み方針
 - ② 業務スケジュール表
 - ③ 業務実施体制表(本業務の実施体制を担当内容がわかるように記載)
 - ④ 業務概要仕様書の業務内容に沿った具体的な実施内容
 - ⑤ その他本業務に関する提案

6. 参加申請書類及び企画提案書類の提出方法

- (1) 提出方法：持参又は書留郵便で提出すること。（提出期限内必着）

【提出先】

沖縄市役所 総務部 防災危機管理担当 佐久川
(所在地) 〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号
(電話番号) 098-939-1212 (内線2047)

- (2) 受付期間 6月30日(月)～7月18日(金) 正午まで
(3) 提出部数 参加申請書類 2部(原本1部・副本1部)
企画提案書類 11部(原本1部・副本10部)

7. 質問書の受付及び回答

- (1) プロポーザルの実施内容及び提案書類の作成等に関する質問は、下記を参照。

- ① 質問受付期間 : 7月7日(月)～7月9日(水) 正午まで
② 提出方法 : 質問書(様式6)に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールで提出すること。
※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しないものとする。
③ 回答日 : 7月15日(火)までに本市HPにて回答
※類似する質問に関しては併せて回答する場合もある。
④ 提出先アドレス : bousaia18@city.okinawa.lg.jp

8. 審査方法

プロポーザルの審査は、本業務に関する評価委員会によって厳正に審査するものとし、審査方法は以下のとおりとする。

- (1) 第1次審査(書類審査)

提出された提案書類を下記9(1)に示す評価基準に基づいて事務局で審査し、高い評価を得た提案事業者を選考する。応募多数の場合は、上位4者程度を選考するものとする。なお、選考された者のみ、第2次審査を実施する旨通知する。

- (2) 第2次審査(プレゼンテーションによる審査)

第1次審査により選考された者により、企画提案についてプレゼンテーションを実施し、下記9(2)に示す評価基準に基づき審査を行い、最も優れている提案事業者を最優秀提案者として選定する。最優秀提案者が複数いる場合は、審査基準の提案内容の実効性及び実現性、意見聴取、その他独自提案の採点の合計が最も高い提案事業者を選定するものとする。

プレゼンテーション実施予定日：令和7年7月29日(火) 13時

※プレゼンテーションの説明は総括責任者及び担当者が会場に立会いの上行うもの

とし、出席は原則3名までとする。

(3) 選定結果の通知

審査結果を書面にて通知する。

※なお、プロポーザル参加者が1者のみの場合でも、審査を実施するものとし、評価の結果、一定水準（合計点数が満点の60%以上）に達しない場合は、委託契約候補者として選定しない。

9. 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査する。

(1) 第1次審査（50点満点）

- | | |
|------------------------|-----|
| ①企業（企業信頼度、業務実績、地理的優位性） | 25点 |
| ②統括責任者（経験年数、業務実績） | 10点 |
| ③担当者（経験年数、業務実績、専任性） | 15点 |

(2) 第2次審査（100点満点）

別添概要仕様書に示す業務内容について、以下の視点を踏まえた提案書を作成する。

評価項目	評価の視点	配点
① 国・県の動向及び現状の把握	国・県の関連計画、本市防災計画、近年の大規模災害を取り巻く社会情勢等について、適切に現状把握が行われているかどうか。	10点
② 課題認識と整理	本市の地域特性や想定される被害等に関する知見があり、現状を踏まえて各種課題を確実に捉えているかどうか。	10点
③ 業務実施体制	本業務を実施するうえで、十分な経験と知見を有した人員を適切に配置し、役割を明確にするなど、確実に本業務を遂行できる業務体制となっているか。	10点
④ 業務遂行のための工程作成	業務開始から完了までの計画が明確に示されているか。	10点
⑤ 提案内容の実効性及び実現性	提案内容の実効性及び実現可能性は、論理的・具体的で課題解決につながるものとなっているか。	20点
⑥ 意見聴取	庁内関係部署からの効果的・効率的な意見収集方法が提案されているか。	20点
⑦ その他独自提案	先進事例や業務実績等を踏まえ、本業務の目的を達成するために、課題解決に向けて必要な独自提案が示されているかどうか。	20点
合計		100点

10. 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格を満たさないもの
- (2) 業務参考見積額が提案上限額を超えたもの
- (3) 企画提案書等の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (4) 企画提案書等に記載すべき事項に不備や違法行為等の内容が記載されているもの
- (5) プレゼンテーションに出席しなかったもの
- (6) 虚偽の申請を行い、参加資格を得たもの
- (7) 会社更生法の適用申請を行う等、契約を履行することが困難と認められる状態に至ったもの
- (8) 前号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があったとき

11. 契約に関する事項

(1) 委託契約候補者の特定

沖縄市は、評価委員会が選定した者を、本業務委託契約に係る随意契約の候補者として特定する。ただし、下記のいずれかに該当し、特定した候補者と業務委託契約が締結できない場合には、次点者を委託契約候補者として再特定する。

- ① 候補者が、地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項に規定する者に該当することとなったとき
- ② 候補者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき
- ③ 候補者の見積徴収の結果、契約締結ができなかったとき
- ④ 候補者が本業務委託契約の締結を辞退したとき
- ⑤ その他の理由により契約候補者と契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、本市の定める本業務委託契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 業務委託契約内容及び実施条件

- ① 委託業務内容については、提出書類等に記載された内容を尊重し協議を行い進めていくものとする。
- ② 業務実施体制に記載した配置予定技術者については、特別の理由により市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

12. その他の留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとするとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。

- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 本業務に係る書類等に用いる言語及び通貨は日本語、日本円とする。
- (6) 沖縄市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。ただし、提出者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がある。なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。
- (7) 委託契約候補者の選定にあたっては、提案された内容等を総合的に評価し決定するものとする。このため本業務を実施するにあたっては、沖縄市と協議のうえ進めていくものとし、提案された内容のすべてを実施することを保証するものではない。
- (8) 検討すべき事項が発生した場合は、沖縄市と別途協議を行うものとする。
- (9) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (10) プレゼンテーションに必要な機材(PC、ケーブル類等)は、提案者にて用意すること。
※モニター及びHDMI ケーブルについては本市で用意する。
- (11) プロポーザルにより選定された事業者について、「沖縄市物品単価表及び登録者名簿」及び「沖縄市入札参加資格登録名簿」に掲載された事業者ではない場合は、契約の締結にあたって、以下の書類の提出を求めるものとする。
 - ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - ② 商号登記している個人にあつては履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ③ 商号登記していない個人にあつては身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - ④ 財務諸表（法人及び個人）
 - ⑤ 滞納のない証明書
 - (ア) 法人にあつては市町村税、法人税、消費税及び地方消費税
 - (イ) 個人にあつては市町村税、所得税、消費税及び地方消費税

なお、上記書類について不備があった場合は、次点者を委託契約候補者として再特定するものとする。